

長崎北病院に入院されている患者さん・ご家族へのお知らせ

「面会制限」一部緩和について

1.【面会制限】の内容

▶10月4日(月)より「面会禁止」を一部緩和し、以下の制限内容に変更します。

- 1)面会人数は1回に2人まで、面会時間10分以内。
- 2)面会頻度は1患者様当たり週2回まで(ご家族での調整をお願いします)。
- 3)面会可能な時間帯は14:00~17:00(日曜・祝日は面会できません)。

2. 面会の手順

- 1) 面会を希望される方は、対応カウンターで「来院受付票」にご記入下さい。
- 2)面会要件にご協力頂けることを確認し「入棟許可証」をお渡しします。
- 3)病棟スタッフステーションに「来院受付票」を提示し、スタッフに面会することを伝えてください。
- 4)面会終了後「来院受付票」を病棟スタッフステーションに提出してください。
- 5)10分間の面会時間(入室時間)厳守にご協力下さい。
- 6)面会時、患者・面会者どちらもマスクを着用してください。(患者さんは可能な範囲で)

3. その他

- 1)上記要件以外に主治医の特別な判断により面会許可される場合があります。
- 2)以下の方は病棟に上がることはできません。
 - ①体温測定し37.5℃以上、風邪症状、体調不良のある方。
 - ②県外から移動後14日以内の方。
 - ③小学生以下の子供。
- 3)病院内ではマスクを装着し、アルコール製手指消毒剤で手指衛生を行ってください。

※当院のコロナ感染予防対策にご協力頂きありがとうございます。現在、長崎県内では新型コロナウイルス感染症発生者数が少なくなっていますが、第6波や変異株による感染拡大が懸念されています。今後発生者数が増えた場合には再度「面会禁止」となります。引き続きご協力をお願い申し上げます。

以上

令和3年9月29日

社会医療法人春回会長崎北病院 病院長